

総合振興計画実施計画事業(平成17～20年度)の実績及び達成状況一覧表

| 第2章 健康・福祉の分野 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|----------------------------|------------------------|---|---------------------------------------|------------------------|---|---|------------|------------------|---------------------|-----------|-------------------------------------|---|----|------------------------------------|
| 第1節 保健福祉推進体制の充実 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 番号 | 事業の名称 | 担当課 | 事業の概要 | 現況(H17年度当初) | H20年度末計画目標 | 4年間の実績 | | | | 達成状況 | 新実施計画での対応 | 備考 | | | |
| | | | | | | 実績及び事業内容 | | | | | | | | | |
| | | | | | | H17 | H18 | H19 | H20 | | | | | | |
| 2101 | 地域健康福祉連絡会の設置・運営 | 保健福祉局福祉総務課 | 市民の福祉ニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、民生委員や食生活改善推進員、社会福祉法人などによる地域健康福祉連絡会の設置を促進し、地域における健康福祉推進の環境を整備します。 | 地域健康福祉連絡会運営 21地区 / 39地区(地区社会福祉協議会) | 33地区 / 39地区(地区社会福祉協議会) | 地域健康福祉連絡会運営 20地区 | 21地区 | 23地区 | 25地区 | → | 継続 | 再編、分割により地区社会福祉協議会は、現在47地区で設定されています。 | | | |
| 2102 | 福祉のまちづくりの推進 (再掲4章1節) | 保健福祉局福祉総務課 政策局企画調整課 | だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設、交通関連施設などのバリアフリー化を推進します。また、ユニバーサルデザインの基本的考え方による取り組みに向けた推進指針の検討を進めます。 | 推進 | 推進 | 「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」の施行 福祉のまちづくり推進指針の策定 モデル地区事業 高砂小 仲本小 大宮小 先進事例の研究、庁内意見交換会の実施など ユニバーサルデザイン講演会の開催 | → | → | → | → | 継続 | | | | |
| 2103 | 交通バリアフリーの推進 (再掲4章1節、2節) | 都市局交通企画課 | 交通バリアフリー基本構想に基づき、駅とその周辺におけるバリアフリー化を推進し、高齢者や身体障害者等の移動の円滑化を図ります。 | 推進 | 推進 (市内全駅) | 駅改札内のバリアフリー化として、「さいたま市交通バリアフリー化設備補助金交付要綱」に基づき、鉄道事業者に対し施設整備費の一部を補助し、エレベーターや多機能トイレを設置しました。(エレベーター設置対象駅27駅に対し、19駅整備済。) 駅改札外のバリアフリー化として、エレベーターの設置を行いました。(対象駅数12駅・21箇所に対し、16箇所整備済。) | 改札内設置 南与野駅 改札外設置 与野駅(東口)、大宮駅(西口) | 武蔵浦和駅、東浦和駅 | 与野本町駅、鉄道博物館(大成駅) | 中浦和駅(東口) 大宮駅(東口) | → | → | → | 継続 | 平成19年4月の組織改正に伴い、都市施設課より担当課を変更しました。 |

総合振興計画実施計画事業(平成17～20年度)の実績及び達成状況一覧表

| 第2章 健康・福祉の分野 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-----------------|------------------------|---|--------------------------------|-------------|---|--|------------------------------|------------------------------|------------------------------|-----------|-------|-----|-------|-----|-------|---|-------|---|-------|---|-------|---|------|------|-------------------------------|---|----|---------------------------------------|
| 第2節 子育て支援の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 番号 | 事業の名称 | 担当課 | 事業の概要 | 現況(H17年度当初) | H20年度未計画目標 | 4年間の実績 | | | | 達成状況 | 新実施計画での対応 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 実績及び事業内容 | | | | | | | H17 | H18 | H19 | H20 | | | | | | | | | | | | | |
| 2201 | 乳幼児健康診査の充実 | 保健福祉局 保健所地域保健課 | 乳幼児の健康の保持増進や育児支援、虐待の早期発見のため、乳幼児健康診査の充実を図るとともに、健康診査後の保健指導や相談など、医療機関と連携した支援体制を充実します。 | 推進 | 充実 | 乳幼児健診の受診率の向上のために、平成19年度にポスターを作成し、市内の保育園・幼稚園等に配布し健診のための周知を依頼しました。また、平成20年度は、乳幼児健康診査の最後の機会である3歳児健診の未受診対象者へ3歳10か月時点でハガキによる受診勧奨を実施しました。 健診の未受診者対策として、平成17年度より4か月児健診、平成20年度より3歳児健診の未受診者フォローを開始し、未受診者フォローの対象を増やしています。未受診者フォローの方法として、対象者に対しアンケートを送付し状況を確認し、返信がなかった対象者へは保健師が家庭訪問や電話等で状況を確認し、健診の対象児の全数把握に努めました。(1歳6か月健診未受診者フォローは平成16年度より実施) また、医療機関との連携として、医師会との話し合いの場を設定したり、保健センターでの取組を医師会に報告するなど連携に努めています。 | 4か月児健診受診率 92.1% 10か月児健診受診率 92.4% 1歳6か月児健診受診率 90.6% 3歳児健診受診率 79.4% 1歳6か月児歯科健診受診率 71.9% 3歳児歯科健診受診率 70.7% 4か月児健診未受診者フォロー 790件 1歳6か月健診未受診者フォロー 865件 | 91.6% | 93.2% | 92.7% | → | 92.4% | → | 91.3% | → | 90.0% | → | 86.6% | → | 74.6% | → | 68.8% | → | 932件 | 751件 | 741件 3歳児健診未受診者フォロー 657件 | → | 継続 | 平成21年4月の組織改正に伴い、保健所保健総務課より担当課を変更しました。 |
| 2202 | 子育て支援ネットワーク事業 | 保健福祉局 子育て支援課 | 子育てや子育てにかかわる様々な情報や支援策を保護者や子どもたちが効果的、効率的に活用できるよう、児童福祉関係者や関係機関、学識経験者、市民によるネットワークを構築します。 | 推進 | 充実 | さいたま市子育て支援ネットワーク会議を開催し、関係各方面からの貴重な意見をいただき、子育て支援のあり方や今後の子育て支援策などを検討しました。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ1 協働の仕組みづくり・具体化 ・協働による事業の推進 アプローチ2 市民との情報共有 ・意見交換の機会の充実 アプローチ3 市民活動の支援 ・市民活動の相互交流とネットワーク化の促進 | 子育て支援ネットワーク会議 1回開催 ワーキンググループ会議 3回開催 | 1回開催 | 2回開催 | 1回開催 | → | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2203 | 地域子育て支援センター整備事業 | 保健福祉局 子育て支援課 保育課 | 育児不安などの相談指導や子育てサークルの育成支援など、地域の子育て家庭に対する支援を進めるため、地域子育て支援センターを拡充します。 | 単独施設 2か所 保育所併設施設 23か所 | 4か所 32か所 | 平成17年度から平成20年度までの4年間に25か所(単独5か所、保育所併設型20か所)の地域子育て支援センターを整備し、平成21年3月現在で45か所(単独型7か所、保育所併設型38か所)の地域子育て支援センターを開設しています。 平成20年1月からは、「シアタースタート」事業を実施するなど、内容を充実しました。 | 子育て支援センターの整備 計28か所 [単独]4か所 [併設]24か所 | 計35か所 [単独]5か所 [併設]30か所 | 計40か所 [単独]6か所 [併設]34か所 | 計45か所 [単独]7か所 [併設]38か所 | → | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

総合振興計画実施計画事業(平成17～20年度)の実績及び達成状況一覧表

| 第2章 健康・福祉の分野 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---------------------------------|-----------------|--|--------------------------|--|---|---|------------------------------------|-----------------------|---------|-----------|---------|-----|----------------------------------|-----------------------------------|
| 第2節 子育て支援の充実 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 番号 | 事業の名称 | 担当課 | 事業の概要 | 現況(H17年度当初) | H20年度未計画目標 | 4年間の実績 | | | | 達成状況 | 新実施計画での対応 | 備考 | | | |
| | | | | | | 実績及び事業内容 | | | | | | | H17 | H18 | H19 |
| 2204 | ファミリー・サポート・センターの充実(再掲5章3節、7章2節) | 保健福祉局 子育て支援課 | 仕事と育児の両立を支援するため、援助を受けたい会員、援助をする会員からなる互助制度であるファミリー・サポート・センターの運営を充実します。 | 会員数2,359人 活動件数12,293件 | 3,500人 18,450件 | 入会説明会、広報誌「けやき」等を用いた会員数増員に向けた活動を積極的に展開した結果、平成21年3月の会員数は3,638人となり平成17年度からの4年間で、1,279人の増加となりました。 また、活動件数は、14,206件で、1,913件の増加にとどまりましたが、保育時間の延長やトワイライトステイ、病児保育等の利用への振替により件数の伸びが鈍化したことによるものです。 今後も、多様化する育児援助ニーズに対応するよう運営の充実を図ります。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ1 協働の仕組みづくり・具体化 ・協働による事業の推進 アプローチ2 市民との情報共有 ・媒体の多様化(電子媒体等の活用) アプローチ3 市民活動の支援 ・市民活動の支援 ・活動情報の提供(他団体の活動状況、民間を含む各種支援制度の情報提供を含む) | ・会員入会説明会(依頼・提供・両方会員) ・退職者やボランティア団体等に対する説明会 ・各種講座等における説明 | 会員数 2,628人 | 2,954人 | 3,272人 | 3,638人 | → | 継続 | 平成19年4月の組織改正に伴い、保育課より担当課を変更しました。 | |
| 2205 | 児童センター整備事業 | 保健福祉局 青少年育成課 | 児童の健全な育成を図り、子育てサークルや子ども会など地域組織活動の支援を行うため、児童センターを整備します。 | 児童センター 16か所 | 19か所 | 児童センター未整備区である浦和区には、(仮称)仲本地区児童・高齢者複合施設整備事業として平成18年度に予算化を図りましたが、用地取得の調整に時間を要し、事業計画に2年の遅れが生じました。 また緑区には、内容・会/谷土地区画整理地内に公民館・消防署を含めた複合施設を整備することとして、平成26年度供用開始に向けた基本計画を策定しました。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ7 健全な行財政運営 ・未利用市有地の有効活用 アプローチ8 公共施設の適正な配置 ・未利用市有地の有効活用 アプローチ9 行政区の機能充実 ・施設の複合化 | 浦和区仲本地区の整備検討 緑区への整備に向けた検討 | 用地取得の調整 用地取得 複合施設整備に係る基本計画策定 | 施設数 16か所 | 16か所 | 16か所 | 16か所 | → | 継続 | 平成21年度組織改正に伴い、子育て企画課より担当課を変更しました。 |
| 2206 | 子育て支援総合事業 | 保健福祉局 子育て支援課 | 子育ての負担感や不安感を解消するため、相談などに対応する子育て支援総合コーディネーターを配置するとともに、子どもに関する情報を一元的に把握し、紙・人・ITを媒体として情報発信していく体制を整備します。 | 推進 子育て応援ブックの発行 | (仮)さいたま子育てWeb創設(17年度) 子育て応援ダイヤル創設(17年度) | 子育て支援総合コーディネーターを配置し、子育て応援ダイヤルを開設しました。 また、さいたま子育てWEBの開設や子育て応援ブック、子育てきっかけ応援ブックを発行し、紙・人・ITを媒体として子育て情報を発信する体制を構築しました。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ1 協働の仕組みづくり・具体化 ・協働による事業の推進 アプローチ2 市民との情報共有 ・媒体の多様化(電子媒体等の活用) アプローチ3 市民活動の支援 ・活動情報の提供(他団体の活動状況、民間を含む各種支援制度の情報提供を含む) ・活動情報の発信 ・交流の機会づくり | 子育て支援総合コーディネーター配置(4月) 子育て応援ダイヤル創設(7月) | さいたま子育てWEB創設(4月) | 子育て応援ブック発行 40,000部 | 40,000部 | 50,000部 | 44,000部 | → | 継続 | |
| | | | | | | 子育てきっかけ応援ブック発行 40,000部 | | 39,700部 | 40,700部 | 46,000部 | → | | | | |

総合振興計画実施計画事業(平成17～20年度)の実績及び達成状況一覧表

| 第2章 健康・福祉の分野 | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------------------|---------------|--|---|-----------------------|--|---|---|--|--|-----------|----|------------------------------------|
| 第2節 子育て支援の充実 | | | | | | | | | | | | | |
| 番号 | 事業の名称 | 担当課 | 事業の概要 | 現況(H17年度当初) | H20年度末計画目標 | 4年間の実績 | | | | 達成状況 | 新実施計画での対応 | 備考 | |
| | | | | | | 実績及び事業内容 | | H17 | H18 | | | | H19 |
| 2207 | 保育所の新設整備事業 | 保健福祉局 保育環境整備室 | 待機児童の解消のため、認可保育所の整備や、保護者の利便性の向上のため、送迎保育ステーションの設置を促進します。また、幼稚園・保育所一体施設の整備を促進します。 | 認可保育所定員9,383人 幼・保一体施設定員0人 送迎保育ステーション0か所 | 9,900人 300人 1か所 | 保育施設の整備を促進し、平成17年度から平成20年度までの4年間で認可保育所の定員を1,455人(うち幼保一体施設75人)拡大しました。これにより、平成21年4月の保育所待機児童は、177人となり、平成17年4月時点に比べて81人の減となっています。また、新たな待機児童解消施策として、平成20年4月から「事業所内保育推進事業」、「認定子ども園整備促進事業」や「私立幼稚園預かり保育推進事業」を開始しました。今後も、保育需要の多い地域の定員拡大を図るとともに、「認定子ども園整備促進事業」及び「私立幼稚園預かり保育推進事業」を併せて推進することにより、幼稚園を活用した保育所待機児童の解消及び幼児教育と保育の一元的な実施に努めます。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ7 健全な行財政運営 ・民間活力の活用 アプローチ8 公共施設の適正配置 ・余裕スペースの有効活用 | 認可保育所、幼保一体施設の整備 認可保育所定員9,443人 幼保一体施設定員0人 送迎保育ステーション0か所 | 認可保育所定員9,873人 幼保一体施設定員75人 送迎保育ステーション0か所 | 認可保育所定員10,083人 幼保一体施設定員75人 送迎保育ステーション0か所 | 認可保育所定員10,383人 幼保一体施設定員75人 送迎保育ステーション0か所 | → | 継続 | 平成21年度の組織改正に伴い、子育て企画課より担当課を変更しました。 |
| 2208 | 放課後児童健全育成事業 | 保健福祉局 青少年育成課 | 保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生の放課後の健全育成を図るため、待機児童解消や保育環境の向上などの取り組みを充実します。 | 小学1～3年生の利用児童数3,914人 施設数119施設 | 5,350人 132施設 | 平成17年度から平成20年度までの4年間に施設数は34か所増加し、小学1年生から3年生までの利用児童数において、1,276人の受入増が図られました。また、平成18年に、公設・民設共通の運営基準となる「さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱」を策定しました。さらに、平成18年度から児童副委託料加算の創設及び家賃補助の大幅引上げ等の民設放課後児童クラブ助成拡充を実施し、民設放課後児童クラブの指導料は、平均約6,000円引き下げられました。今後も、民間運営者への助成制度の活用を促進し、更なる事業の拡充を図ります。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ7 健全な行財政運営 ・市税などの収納率の向上 ・民間活力の活用 アプローチ8 公共施設の適正配置 ・余裕スペースの有効活用 ・施設の用途転換・統廃合 | ・運営基準の策定開始 ・保育料の公称格差是正の検討 ・家賃補助の拡充、児童副委託料の検討 | ・家賃補助の拡充、児童副委託料の創設 ・整備促進補助金創設 | | | → | 継続 | 平成21年度組織改正に伴い、子育て支援課より担当課を変更しました。 |
| 2209 | ナーサリールーム(認定保育室)事業 | 保健福祉局 保育環境整備室 | 認可保育所に準じた基準を満たした認可外保育施設を、ナーサリールームとして認定・支援し、保育所の新設整備などとあわせ、待機児童の解消と多様な保育ニーズへの対応を図ります。 | ナーサリールーム定員612人 | 推進 | ナーサリールームの定員の合計が平成16年度末601人から平成20年度末には1,396人に増加し、さらに平成21年4月の定員367人増に向け、調整を行いました。さらに、平成21年度から、ナーサリールームなどの運営者に対する助成を大幅に拡充し、児童一人当たり約2万円の保護者負担を軽減することにより、保育料を認可保育所と同等としました。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ7 健全な行財政運営 ・民間活力の活用 | ナーサリールームの整備 定員656人 | 782人 | 952人 | 1,396人 | → | 継続 | 平成21年度の組織改正に伴い、保育課より担当課を変更しました。 |

総合振興計画実施計画事業(平成17～20年度)の実績及び達成状況一覧表

| 第2章 健康・福祉の分野 | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|------------------------|--|--|-------------|------------|--|--|---|---------------------------------------|---------------------------------------|---|----|--|
| 第2節 子育て支援の充実 | | | | | | | | | | | | | |
| 番号 | 事業の名称 | 担当課 | 事業の概要 | 現況(H17年度当初) | H20年度未計画目標 | 4年間の実績 | | | | 達成状況 | 新実施計画での対応 | 備考 | |
| | | | | | | 実績及び事業内容 | | | | | | | |
| | | | | | | H17 | H18 | H19 | H20 | | | | |
| 2210 | 児童虐待防止対策事業 | 保健福祉局 子育て企画課 子育て支援課 保健所地域保健課 児童相談所 | 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応のため、ハイリスク家庭への訪問指導や各種相談事業などを行うとともに、関係機関などとの連携強化を進めます。また、子どもの健やかな育成のための憲章等の制定について検討します。 | 推進 | 充実 | 「4か月児健診未受診フォロー」「子ども虐待予防家庭訪問」「24時間虐待電話相談」「家族支援事業」「児童虐待発生予防親子支援事業」等の実施や「要保護児童対策地域協議会」の設置(平成18年6月)・運営により虐待根絶に向けた取組を推進しました。 児童相談所については、順次、児童福祉司、児童心理司等の増員を図り相談体制を強化するとともに、関係機関との連携を図り、合同専門研修を開催するなど、児童虐待への対応強化に努めました。 また、子供の健やかな育成のための憲章の検討については、部内及び教育委員会関係課による「子ども憲章等検討部会」で憲章等のあり方を協議してきましたが、今後は、市民と行政が一体となった検討委員会を立ち上げ、策定に向け検討していきます。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ1 協働の仕組みづくり・具体化 ・協働の意識啓発(市民・職員) ・NPO法人などへの事業委託 アプローチ5 職員の意識改革と能力開発 ・職員の能力開発 | 相談支援体制の充実 児童虐待防止ネットワーク会議の再編による要保護児童対策地域協議会の設置準備 | 要保護児童対策地域協議会を設置、開催 市レベル4回 区レベル93回 | 要保護児童対策地域協議会を開催 市レベル5回 区レベル122回 | 要保護児童対策地域協議会を開催 市レベル2回 区レベル159回 | 児童相談所の実施体制の整備 | 継続 | |
| 2211 | 小児救急医療体制の充実・強化(再掲2章5節) | 保健福祉局 健康増進課 | (仮)さいたま市民医療センターによる小児二次救急医療の強化や、自治医科大学と他の医療機関との周産期医療における連携強化を図るなど、小児救急医療体制の充実を図ります。 | 推進 | 充実 | 平成17年度・平成18年度に医療関係者からなる医療体制検討会を4回開催し、地域医療体制、救急推進体制をテーマに検討し、その結果を報告書として取りまとめました。 小児救急医療体制の充実・強化のための取組として、平成19年6月には小児救急電話相談(子ども急患電話相談)事業を、平成20年1月には医療情報システム(医療なび)の運用を開始、大宮休日夜間急患センターの開設による初期救急医療の引き続いての確保などを実施しました。 また、平成20年10月からの自治医科大学附属さいたま医療センターでの周産期医療の実施、平成21年3月に開設したさいたま市民医療センターでの小児科第二次救急医療の実施及び小児科初期救急委託事業開始等により、周産期・小児救急医療体制を強化しました。 今後は、小児救急電話相談(子ども急患電話相談)事業の相談員を増員するなど、小児救急医療体制のより一層の充実・強化に努めていきます。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ2 市民との情報共有 ・広報の充実 ・媒体の多様化(電子媒体等の活用) | 浦和休日急患診療所の診療時間を延長(4月) 医療情報システムの検討開始 | 医療なびの開始(1月) | 子ども急患電話相談開始(6月) | 子ども急患電話相談の延長 | 自治医科大学附属さいたま医療センターでの周産期医療の実施(10月) さいたま市民医療センター、大宮休日夜間急患センターの開設(3月) | 継続 | 平成21年3月から、小児科初期救急の委託事業を開始したことにより、小児救急医療体制がさらに充実しました。 |

総合振興計画実施計画事業(平成17～20年度)の実績及び達成状況一覧表

| 第2章 健康・福祉の分野 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--------------------------------------|----------------|--|-------------|------------------|---|---|--|--|--------------------------|-----------|----|----|----|--|
| 第3節 豊かな高齢期の実現 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 番号 | 事業の名称 | 担当課 | 事業の概要 | 現況(H17年度当初) | H20年度未計画目標 | 4年間の実績 | | | | 達成状況 | 新実施計画での対応 | 備考 | | | |
| | | | | | | 実績及び事業内容 | | | | | | | | | |
| | | | | | | H17 | H18 | H19 | H20 | | | | | | |
| 2301 | シルバー人材センターの充実・シルバーバンク事業(再掲5章3節、7章3節) | 保健福祉局 高齢福祉課 | 高齢者の就業機会を確保し、活力ある新しい地域社会づくりを目指すシルバー人材センターの充実と、団塊の世代の社会参加を図るシルバーバンク事業を実施します。 | 会員数3,395人 | 充実 シルバーバンクの創設 | <p>第1次経営改善計画に基づき、給与体系の見直し・指定管理者制度への対応など効率的な運営に向けた改善を推進しました。また、第2次経営改善計画及び中長期計画を策定しました。</p> <p>平成20年4月1日には、コムナレ9階に「さいたま市シルバーバンク事務所」を開設し、シルバーバンクの登録業務を開始するとともにシニア生きた発見セミナー及び登録者研修を開催しました。また、シルバーバンクWebで登録者の登録状況など情報公開し広く周知しました。</p> <p>[取り入れた第3編の手法] アプローチ3 市民活動の支援 ・市民活動の支援 ・活動情報の提供(他団体の活動状況、民間を含む各種支援制度の情報提供を含む)</p> | <p>・シルバー人材センターホームページの整備</p> <p>・中長期計画策定委員会の設置</p> <p>・岩槻市シルバー人材センターと合併</p> <p>・意識調査の実施</p> <p>・シルバーバンク事業のコンセプトの確立</p> | <p>・中長期計画策定委員会の設置</p> <p>・中長期計画の策定</p> | <p>・第2次経営改善計画の策定・実施</p> | → | → | → | → | 継続 | |
| 2302 | (仮)高齢者生きた活動センター整備事業 | 保健福祉局 高齢福祉課 | 北区内にある大宮火葬場跡地に、シルバー人材センターの作業場であるシルバーワークプラザや植竹老人憩いの家などを移転拡充した(仮)高齢者生きた活動センターを整備します。 | 検討 | 完成 (19年度) | <p>平成19年4月に、高齢者の就労を支援するとともに、生きた活動の場を提供する「高齢者生きた活動センター」を開設しました。</p> <p>同センターでは、就労支援講演会をはじめ、ハウスクリーニング・パソコン・子育て支援等の各種技能講習会及び傾聴ボランティア講習会を開催し、平成21年3月までの2年間に延べ3,334人の参加を得、就業機会の拡大を図ることができました。</p> <p>[取り入れた第3編の手法] アプローチ7 健全な行財政運営 ・未利用市有地の有効活用 アプローチ8 公共施設の適正配置 ・規模や機能の適正化 ・未利用市有地の有効活用</p> | <p>基本・実施設計</p> <p>地質調査 埋設物調査 旧火葬場解体工事等</p> | <p>建設工事</p> <p>家屋事後調査 初度備品</p> | <p>開設 (4月)</p> | → | → | → | 完了 | | |
| 2303 | 居宅介護サービスの充実 | 保健福祉局 介護保険課 | 介護支援専門員協会やサービス事業者連絡協議会と連携を図るとともに、介護相談員が介護サービス提供の場を訪ね、利用者の不安の解消を図り、在宅サービスの質の向上と量の確保を進めます。 | 介護相談員 0人 | 20人 | <p>平成18年度に4名、平成19年度に6名、平成20年度に10名養成し、各区に2名、合計20名の介護相談員を配置し、介護サービスの質の向上・量の確保を図ることができました。</p> | <p>介護相談員 0人</p> | <p>4人 大宮区・中央区・浦和区・岩槻区に1名ずつ配置</p> | <p>10人 西区・北区・見沼区・桜区・南区・緑区に1名ずつ配置</p> | <p>20人 全区に1名ずつ配置</p> | → | → | 完了 | | |

総合振興計画実施計画事業(平成17～20年度)の実績及び達成状況一覧表

| 第2章 健康・福祉の分野 | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---------------------------|----------------|--|---------------------------------|------------------|---|-------------------------------|------------------------------|--------|---------------------|-----------|----|--|
| 第3節 豊かな高齢期の実現 | | | | | | | | | | | | | |
| 番号 | 事業の名称 | 担当課 | 事業の概要 | 現況(H17年度当初) | H20年度末計画目標 | 4年間の実績 | | | | 達成状況 | 新実施計画での対応 | 備考 | |
| | | | | | | 実績及び事業内容 | | | | | | | |
| | | | | | | H17 | H18 | H19 | H20 | | | | |
| 2304 | 介護保険関連施設等の整備促進 | 保健福祉局 高齢福祉課 | 在宅での介護が困難な高齢者が、必要なサービスを受けられるよう、民間事業者による介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)や介護老人保健施設の整備を促進します。 | 施設整備 特養1,487床 老健1,148床 | 2,978床 2,298床 | 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)については、平成17年度から平成20年度までの4年間で、計1,524床が整備され、既設分と合せて計3,011床の受け入れ枠を確保しました。 また、介護老人保健施設については、平成17年度から平成20年度までの4年間で、計1,150床が整備され、既設分と合せて合計で2,298床の受け入れ枠を確保しました。 介護老人福祉施設と介護老人保健施設を合せて5,309床を確保したことにより、介護基盤の整備受け入れ枠を2倍超とすることができました。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ1 協働の仕組みづくり・具体化 ・協働による事業の推進 アプローチ7 健全な行財政運営 ・民間活力の有効活用 | 介護老人福祉施設の整備 521床整備 | 320床整備 | 290床整備 | 393床整備 /総床3,011床 | → | 継続 | 平成20年度より事業の筆頭担当課が、介護保険課より移管されました。 |
| 2305 | (仮)西部地区高齢者総合福祉施設整備事業 | 保健福祉局 高齢福祉課 | 西部地区において、特別養護老人ホームなどを持つ新たな高齢者総合福祉施設の整備を促進します。 | 促進 | 開設 | 平成21年3月に特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンターを開設しました。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ7 健全な行財政運営 ・民間活力の有効活用 | 建設用地をさいたま市土地開発公社から買戻し (3月) | 施設の整備計画を策定 | 建設 | 開設 (3月) | → | 完了 | |
| 2306 | 高齢者地域ケアネットワークの構築 | 保健福祉局 介護保険課 | 高齢者が地域で主体的に生活できるよう、在宅介護支援センターや地域包括支援センターを整備するとともに、地域健康福祉連絡会と協力・連携し、生活を支援するネットワークを構築します。 | 在宅介護支援センター 地域型50か所 基幹型3か所 | 52か所 3か所 | 平成18年度から、西区植水地区と緑区尾間木地区においてモデル事業を実施し、地域による見守り活動ネットワーク及び地域の高齢者問題を解決する場として地域の関係団体等で構成されるネットワーク会議を設置し、各地区の実情にあったネットワークを構築しました。 また、平成19年度には、中央区でネットワークを構築しました。 平成20年度からは、中央区を除く9区で、モデル地区でのネットワーク構築手法を参考にネットワーク作り着手しており、平成25年度までに市内全47地区においてネットワークを構築します。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ7 健全な行財政運営 ・民間活力の有効活用 | 関係機関と協議 | モデル事業実施 西区植水地区 緑区尾間木地区 | → | 9区でネットワーク作り着手 | → | 継続 | 平成20年度より事業の筆頭担当課が、高齢福祉課より移管されました。 ネットワークの構築のための手法としては、在宅介護支援センターの増設ではなく、健康福祉地区内にネットワーク会議の設置としたことから、計画目標は各区1か所ずつネットワークを構築することとした。なお、今後における同センターの増設の予定はありません。 |
| 2307 | 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業(再掲6章3節) | 建設局 住宅課 | 高齢者世帯(60歳以上の単身・夫婦世帯)を支援するため、高齢者が安全に安心して居住できるようバリアフリー化され緊急時対応サービスの利用が可能な優良な民間賃貸住宅を認定し、供給促進のための入居者支援(家賃補助)を行います。 | 供給戸数 13戸 | 85戸 | 高齢者向け優良賃貸住宅を、4年間で55戸供給するとともに、認定住宅入居者に対する家賃補助を行いました。 なお、新規申込者が低迷していることから、新規供給を見合わせたため、供給戸数が計画目標数には至りませんでした。 | 新たに供給した戸数 17戸 | 25戸/供給 戸数計55戸 | → | → | → | 継続 | |

総合振興計画実施計画事業(平成17～20年度)の実績及び達成状況一覧表

| 第2章 健康・福祉の分野 | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--------------------|----------------|--|---|--|---|---|--|-----------------------------|-----------------------------|-----------|----|---|
| 第4節 障害者の福祉向上 | | | | | | | | | | | | | |
| 番号 | 事業の名称 | 担当課 | 事業の概要 | 現況(H17年度当初) | H20年度末計画目標 | 4年間の実績 | | | | 達成状況 | 新実施計画での対応 | 備考 | |
| | | | | | | 実績及び事業内容 | | H17 | H18 | | | | H19 |
| 2401 | 障害児療育システム構築事業 | 保健福祉局 障害福祉課 | 桜区に(仮)田島2丁目療育センターを設置し、療育の待機児の解消を図るとともに、障害の早期発見・早期療育の体制強化を進めます。 | 療育待機児数70人 | 0人 | 平成19年4月に、障害児の早期発見、早期療育などを行う「療育センターさくら草」を開設しました。 療育センターの機能は、診療等を行う外来部門、就学前の児童に対し、保育指導や生活指導などを行う通園部門、幼稚園・保育園などの職員への助言指導を行う地域療育部門を備えております。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ7 健全な行財政運営 ・未利用市有地の有効活用 アプローチ8 公共施設の適正配置 ・未利用市有地の有効活用 ・施設の複合化 | 建設工事 | → | 開設 (4月) | | | 完了 | |
| 2402 | 在宅福祉サービスの充実 | 保健福祉局 障害福祉課 | 在宅障害者が地域の中で安心して快適な生活を送るために必要な、ホームヘルプサービスやデイサービス、短期入所などのサービスを拡充します。 | ホームヘルパー派遣時間 451,109時間 デイサービス 5か所 短期入所 8,739日 | 478,000時間 6か所 短期入所 7,951日 | 平成18年度における障害者自立支援法の施行に伴い、サービス体系が大きく変更されたことから、新たに市の事業として、移動支援事業や日中一時支援事業などの地域生活支援事業を位置づけ、積極的な支援を実施しました。 | ホームヘルパー派遣時間 436,385時間 デイサービス 5か所 短期入所 8,467日 | 移動支援事業の実施 月平均利用人数 744人 日中一時支援の実施 月平均利用人数 859人 | 760人 166人 | 817人 210人 | | 継続 | 計画目標の現況(平成17年度当初)欄の数値は、平成17年度実績の見込みの数値です。平成16年度末の実績は、ホームヘルパー派遣時間 368,878時間、デイサービス 9か所、短期入所 6,405日でした。 平成18年度に障害者自立支援法が施行され、サービス体系が大きく変更されたことから、20年度末の計画目標を、移動支援事業や日中一時支援事業などの地域生活支援事業を推進することとしました。 |
| 2403 | グループホーム・生活ホームの設置促進 | 保健福祉局 障害福祉課 | 自立生活を望む障害者のための生活支援体制を整えたグループホーム・生活ホームの設置を促進するとともに、関係団体への支援を行います。 | グループホーム11か所(44人) 生活ホーム16施設(107人) | 17か所(64人) 17施設(113人) | 自立生活を望む障害者のための生活支援体制を整えたグループホームの設置を促進するとともに、関係団体への支援を行いました。 生活ホームについては、グループホームへの移行を促進しました。 | グループホーム数 11か所(44人) 生活ホーム数 16施設(110人) | 21か所(68人) 16施設(112人) | 24か所(77人) 15施設(106人) | 25か所(86人) 15施設(106人) | | 継続 | |
| 2404 | 障害者生活支援センター設置事業 | 保健福祉局 障害福祉課 | 障害のある人からの相談に応じるため、各区に障害者生活支援センター・精神障害者地域生活支援センターを設置します。 | 障害者生活支援センター2か所 精神障害者地域生活支援センター5か所 | 10か所 10か所 | 障害者やその家族が、関係機関との連携のもとに適切な支援を受けて地域で安心して生活できるようにするため、身近な地域で相談を受けられるように、各区に3障害(知的・身体・精神)対応の相談機関としての生活支援センターを設置しました。 | 障害者生活支援センター 3か所 精神障害者地域生活支援センター 5か所 | 障害者生活支援センター 知的・身体・精神対応型2か所 知的・身体対応型4か所 精神対応型5か所 | 6か所 3か所 4か所 | 6か所 4か所 4か所 | | 継続 | 平成18年に障害者自立支援法が施行され、障害者支援センターの区分が、障害者生活支援センター、精神障害者地域生活支援センターの2区分から、知的・身体・精神対応型、知的・身体対応型、精神対応型の3区分に変更されました。 |

総合振興計画実施計画事業(平成17~20年度)の実績及び達成状況一覧表

| 第2章 健康・福祉の分野 | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------------------------|-------------------------------|---|-------------------------------|--------------------------|---|--------------------------------------|------|------------------------------|------------------------------|------------------|----|--|
| 第4節 障害者の福祉向上 | | | | | | | | | | | | | |
| 番号 | 事業の名称 | 担当課 | 事業の概要 | 現況(H17年度当初) | H20年度未計画目標 | 4年間の実績 | | | | 達成状況 | 新実施計画での対応 | 備考 | |
| | | | | | | 実績及び事業内容 | | H17 | H18 | | | | H19 |
| 2405 | 特別支援教育事業の推進 (再掲3章1節) | 教育委員会 指導2課 | 障害のある児童生徒一人ひとりに応じた適切な教育的支援を受けられるよう、市立養護学校に相談センターを整備するなど特別支援教育体制構築に向けた取り組みを進めます。 | 特殊学級設置校数35校 通級指導教室設置校6校 | 43校 10校 推進 | 4年間で、特別支援学級3校(計38校)及び通級指導教室2校(計8校)の新設及び増設を行いました。 平成18年7月に、西区三橋の市立養護学校内に特別支援教育相談センターを開設し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する相談体制の充実を図りました。 また、平成19年4月には、中央区下落合に特別支援教育相談窓口を設置し、保護者が相談しやすい体制を整えました。 平成20年度には、新たに「特別支援ネットワーク連携協議会」を構築し、教育(学校)・医療・保健・福祉・労働の専門機関が連携・協力できる体制を整備しました。 今後も、障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズを踏まえ、適切な教育が受けられるよう特別支援教育体制の整備を進めるとともに、特別支援学校との情報の共有化や、医療・福祉などの専門機関と連携・協力して、成人まで一貫した相談・支援が受けられる体制を充実します。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ5 職員の意識改革と能力開発 ・多様な人材の確保 アプローチ8 公共施設の適正配置 ・施設の有効活用 ・余裕スペースの有効活用 ・施設の用途転換・統廃合 | 特別支援教育相談センターの開設計画及び準備 → (7月) | | 就学相談 348件 発達相談 173件 | 就学相談 234件 発達相談 204件 | | 継続 | |
| 2406 | 知的障害者援護施設整備促進事業 | 保健福祉局 障害福祉課 | 知的障害者の社会的自立の支援や職業訓練を行う、通所型の更生施設・授産施設の整備を促進し、養護学校卒業後の通所受け先を確保します。 | 養護学校卒業生の通所受け先11か所 | 16か所 | 平成17~19年度の3年間で3か所、定員計145人分の知的障害者のための日中活動の場を確保することができ、生活介護・就労移行支援等の障害福祉サービスを提供することができました。 | 養護学校卒業生の通所受け先 12か所 | 13か所 | 14か所 | 14か所 | 障害者支援施設の建替え整備1か所 | 継続 | |
| 2407 | 障害者就労支援事業 (再掲5章3節) | 保健福祉局 障害福祉課 障害者総合支援センター | 就労機会の拡大や職場定着を図るため、障害者就労支援センターを設置するとともに、福祉的就労先である授産施設や小規模作業所の運営を支援します。 | 養護学校等卒業生の就労率(福祉的就労を含む) 25% | 40% | 平成19年4月に、障害者に対する就労支援、生活支援、授産施設等に対する支援、社会参加支援を行う拠点施設として、「障害者総合支援センター」を開設しました。 また、雇用・実習の場拡大のための企業訪問や研修、ジョブコーチ派遣などによる就労支援を行うとともに、特別支援学校、事業所及びハローワークなど、雇用や就労支援に関する機関による協議会等を設置し、連携体制の充実を図りました。 さらに、平成19年度に、特別支援学校卒業後の福祉的就労の場となる施設を2か所整備しました。 今後も、特別支援学校や民間事業所等との連携を充実させ、就労に向けた能力開発のための研修や委託訓練を行い、特別支援学校卒業生の就労率の目標値の維持を図るとともに、事業所への一般就労の割合を増やします。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ7 健全な行財政運営 ・未利用市有地の有効活用 アプローチ8 公共施設の適正配置 ・未利用市有地の有効活用 ・施設の複合化 | 障害者総合支援センター設計 → 建設工事 → 開設(4/1) | | 障害者総合支援センターの拠点とした就労支援事業の開始 | | | 継続 | 平成16年度の養護学校等卒業生の就労率(福祉的就労を含む)は、21%でした。 |
| | | | | | | 養護学校等卒業生の就労率 25% | 25% | 27% | 40% | 43% | | | |

総合振興計画実施計画事業(平成17～20年度)の実績及び達成状況一覧表

| 第2章 健康・福祉の分野 | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-----------------------|----------------|--|----------------------------|------------------------|---|--|---------|---------|---------|-----------|---|
| 第4節 障害者の福祉向上 | | | | | | | | | | | | |
| 番号 | 事業の名称 | 担当課 | 事業の概要 | 現況(H17年度当初) | H20年度未計画目標 | 4年間の実績 | | | | 達成状況 | 新実施計画での対応 | 備考 |
| | | | | | | 実績及び事業内容 | H17 | H18 | H19 | | | |
| 2408 | 障害者のスポーツ参加の推進(再掲3章3節) | 保健福祉局 障害福祉課 | 障害者のスポーツ活動の促進のため、全国障害者スポーツ大会等に参加するとともに、障害者スポーツ教室の開催、障害者の交流の場であるふれあいスポーツ大会についても充実を図ります。 | 初級障害者スポーツ指導員養成0名 推進 | 120名 推進 | 障害者スポーツ教室には、4年間を通して、59回開催して949名が参加し、全国障害者スポーツ大会には、4年間で95名が参加しました。 障害者スポーツ指導員の養成は、平成18年度の障害者自立支援法の制定に伴い、県事業に移行しました。 | 初級障害者スポーツ指導員育成24名 障害者スポーツ教室参加者 16回226名 | 16回230名 | 12回207名 | 15回286名 | 継続 | スポーツ指導員の養成は、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年度から、都道府県に移管されましたので、今後は、障害者スポーツ教室などを通じて、障害者のスポーツ参加を推進していきます。 |
| 2409 | 公立障害者施設整備事業 | 保健福祉局 障害福祉課 | 障害者が地域で生活するため、就労支援や生活支援、授産支援を行うとともに、障害者の社会参加を推進する(仮)障害者総合支援センターを設置し、障害者の総合的支援を行います。 | 検討 | (仮)障害者総合支援センター開設(19年度) | 平成19年4月に障害者総合支援センターを開設しました。障害者が地域で安心して自立した生活を営むことができるように、事業所、障害者施設、特別支援学校、各区の障害者生活支援センター等の関係機関と連携しながら、障害者の就労支援、生活支援、社会参加支援、また、授産施設に対する支援などの各種支援を総合的に展開することができるようになりました。 | 建設用地取得基本・実施設計 →建設 →開設(4月) | | | | 完了 | |

総合振興計画実施計画事業(平成17～20年度)の実績及び達成状況一覧表

| 第2章 健康・福祉の分野 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---------------------|------------|--|-------------|------------|--|--------------------------|-----------------------|------------------------|-----------|-----------|--------------------------------------|--|--|
| 第5節 健康づくりの推進と医療の充実 | | | | | | | | | | | | | | |
| 番号 | 事業の名称 | 担当課 | 事業の概要 | 現況(H17年度当初) | H20年度末計画目標 | 4年間の実績 | | | | 達成状況 | 新実施計画での対応 | 備考 | | |
| | | | | | | 実績及び事業内容 | | H17 | H18 | | | | H19 | H20 |
| 2501 | 健康づくり推進事業 | 保健福祉局健康増進課 | 健康づくりに関する情報提供や健康づくりに取り組む団体の活動の支援・ネットワークづくりなどの体制の整備を行い、地域における市民の主体的な健康づくりを推進します。 | 推進 | 推進 | 市民、民間団体及び行政が一体となって健康づくりを推進する「ヘルスプラン21」の推進母体となる健康づくり推進協議会を開催するとともに、本計画の普及・啓発を行いました。平成18年度には、中間報告を行うとともに後期計画を策定し、平成19年度には、後期計画の重点課題を解決するため「朝ごはんを食べよう強化月間」等の事業を展開しました。また、平成20年度には、健康診査制度が改正されたことなどによる後期計画の改定や重点課題についての公開講座を開催し、市民の主体的な健康づくりを推進しました。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ1 協働の仕組みづくり・具体化 ・協働による計画策定、計画の進行管理、事業の評価 ・NPO法人などへの事業委託 | 健康づくり推進協議会 2回開催 | 3回開催 | 3回開催 | 2回開催 | → | 継続 | | |
| 2502 | 保健所等複合施設整備事業 | 保健福祉局保健総務課 | 保健所と保健衛生・環境公害などの検査研究機関をあわせ持つ複合施設を整備します。 | 事業中 | 開設(19年度) | 平成19年4月に、複合施設として「保健所」と「健康科学研究センター」を開設し、市民の健康保持、検査体制の充実を図りました。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ7 健全な行財政運営 ・未利用市有地の有効活用 アプローチ8 公共施設の適正配置 ・未利用市有地の有効活用 ・施設の複合化 | 複合施設の整備 | | → | 開設(4月) | | 完了 | 平成19年4月1日の組織改正に伴い、保健施設準備室より担当課を変更しました。 | |
| 2503 | (仮)さいたま市民医療センター整備事業 | 保健福祉局健康増進課 | 大宮医師会市民病院の病床数240床を基礎に、100床を増床して公設民営形態による病院を市の西部に整備します。 | 検討 | 開設 | 平成21年3月に、市民の健康と生命を守るため、地域医療連携の中心的役割を果たすとともに、安全で良質な医療を提供するさいたま市民医療センターが開院しました。本病院は、第二次小児救急医療の提供、回復期リハビリテーションの実施及び災害拠点病院機能を備えており、特殊外来として糖尿病外来、アレルギー外来、カウンセリングによる女性内科外来を実施しています。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ1 協働の仕組みづくり・具体化 ・各種委員の公募の拡充 | 市民医療センター設計 | → | 建設工事 | | → | 開設(3月) | 完了 | 平成21年4月1日の組織改正に伴い、病院建設準備室より担当課を変更しました。 |
| 2504 | 市立病院機能の再整備事業 | 市立病院事務局庶務課 | 市民の医療ニーズに的確に対応していくため、老朽化の目立つ東病棟の建替えを含めた市立病院機能の再整備を図り、あわせて、市立病院の救急医療体制のあり方を検討します。 | 構想・検討 | マスタープラン策定 | 現在、市立病院は、第2次感染症指定医療機関、地域周産期母子医療センター、救急指定病院等の機能に加えて、平成19年1月「地域がん診療拠点病院」の指定、平成19年2月「災害拠点病院」の認定を受けるなど診療部門の充実を図り、県内において必要な役割を果たしています。平成17・18年度は、病院機能のソフト、ハード面の調査、分析、検討を行いました。しかし、県の第5次保健医療計画(平成20～24年度)では、県内の保健医療圏域について見直しが行われ市の属する圏域も変更され、また、平成21年3月には、「さいたま市民医療センター」が開設し、市内の東西に拠点となる病院が整備されたことから、改めて、市立病院のあり方、機能・役割分担、提供サービスを整理したうえで基本構想の策定作業を行います。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ8 公共施設の適正配置 ・規模や機能の適正化 | 基本構想・基本計画策定に向けた基礎実態調査の実施 | 市立病院機能再整備院内・庁内検討委員会設置 | 院内委員会5回開催 庁内検討会4回開催 | 庁内検討会4回開催 | → | 医療圏域の変更等により、市立病院の位置付け・役割等病院機能について再検討 | 継続 | |

総合振興計画実施計画事業(平成17～20年度)の実績及び達成状況一覧表

| 第2章 健康・福祉の分野 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|------------------------|------------|---|-------------|------------|---|-----------------------|------------------|---------------------|--------------|-----------------|-----------------------------------|----------------------------------|--------------------------|--|---|
| 第5節 健康づくりの推進と医療の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 番号 | 事業の名称 | 担当課 | 事業の概要 | 現況(H17年度当初) | H20年度末計画目標 | 4年間の実績 | | | | 達成状況 | 新実施計画での対応 | 備考 | | | | |
| | | | | | | 実績及び事業内容 | | H17 | H18 | | | | H19 | H20 | | |
| 2211 | 小児救急医療体制の充実・強化(再掲2章2節) | 保健福祉局健康増進課 | (仮)さいたま市民医療センターによる小児二次救急医療の強化や、自治医科大学と他の医療機関との周産期医療における連携強化を図るなど、小児救急医療体制の充実を図ります。 | 推進 | 充実 | 平成17年度・平成18年度に医療関係者からなる医療体制検討会を4回開催し、地域医療体制、救急推進体制をテーマに検討し、その結果を報告書として取りまとめました。 小児救急医療体制の充実・強化のための取組として、平成19年6月には小児救急電話相談(子ども急患電話相談)事業を、平成20年1月には医療情報システム(医療なび)の運用を開始、大宮休日夜間急患センターの開設による初期救急医療の引き継ぎの確保などを実施しました。 また、平成20年10月からの自治医科大学附属さいたま医療センターでの周産期医療の実施、平成21年3月に開設したさいたま市民医療センターでの小児科第二次救急医療の実施及び小児科初期救急委託事業開始等により、周産期・小児救急医療体制を強化しました。 今後は、小児救急電話相談(子ども急患電話相談)事業の相談員を増員するなど、小児救急医療体制のより一層の充実・強化に努めていきます。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ2 市民との情報共有 ・広報の充実 ・媒体の多様化(電子媒体等の活用) | 浦和休日急患診療所の診療時間を延長(4月) | 救急情報システムの検討開始 | 子ども急患電話相談開始(6月) | 子ども急患電話相談の延長 | 医療なびの開設(1月) | 自治医科大学附属さいたま医療センターでの周産期医療の実施(10月) | さいたま市民医療センター、大宮休日夜間急患センターの開設(3月) | 継続 | 平成21年3月から、小児科初期救急の委託事業を開始したことにより、小児救急医療体制がさらに充実しました。 | |
| 2505 | 各区の緊急医療体制の整備 | 保健福祉局健康増進課 | 市民の暮らしの安全安心を確保するため、各区役所や公共施設への自動体外式除細動器(AED)を配置するとともに、緊急時に備えた救急救命講習会(AEDの取り扱いを含む。)を実施します。 | 検討 | 推進 | 平成21年3月までに、AEDを本市の公共施設に662台設置しました。また、各区役所の情報公開コーナーにAED設置施設一覧を備え付けることにより、設置場所などを市民に公開しました。 平成20年度からは、民間児童福祉施設等へのAED設置補助金交付事業を実施し、平成21年3月までに84台が設置されました。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ2 市民との情報共有 ・媒体の多様化(電子媒体等の活用) アプローチ3 市民活動の支援 ・市民活動の支援 アプローチ5 職員意識改革と能力開発 ・職員意識改革 アプローチ7 健全な行財政運営 ・民間活力の有効活用 アプローチ10 政令指定都市としての広域行政 ・八都県市首脳会議などとの連携による広域的課題への具体的な調査・対応などの推進 | 調査研究 | 職員向けの救命講習会を実施 | 市の公共施設にAEDを配置3台/計6台 | 399台/計405台 | 231台/計636台 | 26台/計662台 | 児童福祉施設等への設置促進補助事業を実施 | 継続 | | |
| 2506 | 保健医療・防疫システムの整備 | 保健福祉局健康増進課 | 医療機関と保健所の連携により新型コロナウイルス対策などを進めます。また、県システムとの連携を含め、救急情報システムを構築します。 | 推進 | 充実 | 平成19年4月に健康科学研究センターを、平成21年3月に災害拠点病院機能を持つ、さいたま市民医療センターを開設しました。これらの施設と保健所との連携や平成20年1月の医療情報システム(医療なび)の供用開始により、保健医療・防疫システムの充実を図りました。 感染症対策分野では、平成19年11月に庁内で新型コロナウイルス対策図上訓練を実施し、平成20年度には新型コロナウイルス対策に必要な医薬品・感染防護具などを備蓄するとともに、平成19年5月から八都県市間で新型コロナウイルス対策に係る会議を設け、広域での連携を図りました。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ1 協働の仕組みづくり・具体化 ・協働の仕組みづくり・機会づくり アプローチ10 政令指定都市としての広域行政 ・八都県市首脳会議などとの連携による広域的課題への具体的な調査・対応などの推進 | 医療拠点の整備 | 健康科学研究センター開設(4月) | さいたま市民医療センター開設(3月) | 地域医療機関との連携 | 医療救急情報システムの検討開始 | 医療情報システム「医療なび」の構築 | 新型コロナウイルス対策図上訓練(11月) | 新型コロナウイルス対策の医薬品・感染防護服等備蓄 | 継続 | 平成21年1月から「さいたま市新型コロナウイルス対策検討会」を設置し、医療機関との連携をさらに深めるよう協議・検討を行っています。 |

総合振興計画実施計画事業(平成17～20年度)の実績及び達成状況一覧表

| 第2章 健康・福祉の分野 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-------------------|------------------------|--|-------------|------------|---|---|----------------------|----------------------|----------------------|-----------|----|--|--|
| 第6節 食品の安全性と生活環境の向上 | | | | | | | | | | | | | | |
| 番号 | 事業の名称 | 担当課 | 事業の概要 | 現況(H17年度当初) | H20年度末計画目標 | 4年間の実績 | | | | 達成状況 | 新実施計画での対応 | 備考 | | |
| | | | | | | 実績及び事業内容 | | H17 | H18 | | | | H19 | H20 |
| 2601 | 食の安全確保対策事業 | 保健福祉局 食品安全推進課 | 食に対する市民の不安を解消し、安心した食生活を送れるよう、情報提供や相談対応の充実、食の安全委員会との連携など、食品監視指導や検査を行い、総合的な食の安全対策を進めます。 | 推進 | 推進 | 消費者、生産者、製造者及び学識経験者で組織する食の安全委員会を年度当たり4回開催し、委員会の意見・提言を監視指導計画等に反映させました。また、市民モニター会議やフォーラムの開催を通じ、食の安全に対する啓発事業を推進しました。 毎年度策定する食品衛生監視指導計画により年間を通じた監視指導回数や食品検査の目標を定め、効率的かつ重点的な監視指導を行い、検査項目数も平成17年度17,076項目から平成20年度45,136項目に増加しました。 なお、平成21年度は監視員を増員し、監視指導・検査の更なる充実を図ります。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ2 市民との情報共有 ・広報の充実 ・媒体の多様化(電子媒体等の活用) ・意見交換の機会の充実 | 食の安全委員会 4回開催 モニター会議 6回開催 フォーラム 1回開催 食品衛生監視指導計画による監視指導 | 4回開催 5回開催 1回開催 | 4回開催 5回開催 1回開催 | 4回開催 5回開催 2回開催 | → | 継続 | 平成19年4月の組織改正に伴い、食品環境安全室より課名変更しました。 平成21年4月の組織改正に伴い、食品安全推進室より課名変更しました。 | |
| 2602 | 市場流通食品HACCP導入促進事業 | 保健福祉局保健所食品衛生課 | 食品の衛生管理の強化のため、大宮・浦和市場へのHACCPによる衛生管理方式の概念の導入を促進し、業者の意識啓発を行い食品による衛生危害の防止に努めます。 | 促進 | 導入 | 平成17年度からHACCPの概念を本格導入し、卸売市場の衛生管理の徹底を図りました。 その結果、市内の卸売市場卸店舗の全店舗及びまぐろの仲卸店舗の7割でHACCP方式による自主衛生管理を導入し、各店舗の衛生意識の高揚が図られ、温度管理や市場内の食品の取扱い等が改善されました。 方法としては、市内の卸売市場卸・仲卸店舗223施設に対し、市場監視を行うことにより、食品に起因する衛生上の危害を防止するための衛生管理手法として平成17年度から平成20年度まで事業を展開しました。主な内容はHACCP講習会を5回、この事業の趣旨を周知させる目的のパフレット250部を作成、各市場の営業者に配布しました。 また、衛生危害の認識とその防止のために自主衛生管理マニュアル及びチェックシートを250部作成・配布し、市場監視を行いました。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ7 健全な行政運営 ・民間活力の有効活用 | 大宮市場におけるHACCPの概念を用いた衛生管理手法の導入(浦和市場) HACCP講習会の開催、営業者に周知する目的でパフレット配布250部 | → | → | → | → | → | 完了 | 平成21年度組織改正に伴い、環境衛生課より課名変更しました。 |
| 2603 | 動物愛護推進事業 | 保健福祉局生活衛生課動物愛護ふれあいセンター | 人と動物がふれあえる共生社会を実現するため、動物の飼養に関する基本事項などを内容とする(仮)動物の愛護及び管理に関する条例を制定するとともに、動物愛護ふれあいセンターを整備します。 | 事業中 | 推進 | 平成18年4月には、「さいたま市動物愛護ふれあいセンター」を開設するとともに、同年6月には、「さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定し、動物愛護精神の高揚を図り、人と動物の調和のとれた共存社会の実現に努めています。 条例を広く市民に周知するため、ポスター・リーフレットを作成し、保健所、各区窓口、学校、市内開業獣医師等へ配布するなどの啓発活動を実施しました。 今後も、ポスター、リーフレット等を用いた啓発活動を通じ、「ペットとの共存・温かい触れ合い」社会の推進に努めています。 [取り入れた第3編の手法] アプローチ1 協働の仕組みづくり・具体化 ・パブリック・コメント制度の運用 ・協働による計画策定、計画の進行管理、事業の評価 | 動物愛護ふれあいセンター整備 条例制定の準備 条例制定の準備 条例啓発ポスター・リーフレットの作成・配布 | 開設(4月) 条例制定(6月) | | | | → | 継続 | 平成18年4月1日の組織改正に伴い、保健施設準備室より担当課を変更しました。 |